

日 日時 期 期日 会 会場 対 対象 定 定員 費 費用 持 持ち物 内 内容 講 講師
主 主催 共 共催 後 後援 受 受付 資 応募・申込資格 申 申込み 問 問合せ

税理士による個別無料相談会

税の専門家である税理士が、相談を個別にお受けします。

日 時	会 場
12月4日(土) 午前9時30分～ 午後3時30分	羽村市産業福祉センター2階セミナールーム
12月5日(日) 午前9時30分～ 午後3時30分	あきる野ルピア3階会議室

対 西多摩地域在住の方 定 各日20人(申込順)

申・問 12月2日(木)までに、東京税理士会青梅支部へ
☎ 0428-23-2331 (月～金曜日の午前10時～午後4時)

ミドル・シニア向け再就職支援セミナー～効果的な再就職活動をするために～

仕事の探し方、応募書類(履歴書、職務経歴書)の作成、面

接の受け方など、再就職に必要なことが学べます。

日 11月26日(金)午前10時～正午(受付:午前9時40分から)
会 産業福祉センター2階電脳会議室 対 ハローワークで求職申込みしている概ね45歳以上の方 定 20人(申込順)
申・問 事前に、電話または直接、ハローワーク青梅職業相談コーナーへ ☎ 0428-24-9163

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険制度の周知および加入促進に努めています。

労働保険(労災保険・雇用保険)は、原則、1人でも従業員を雇っている事業について加入が義務付けられています。まだ加入していない事業主の

方は、青梅労働基準監督署またはハローワーク青梅で手続きを行ってください。

問 青梅労働基準監督署労災課 ☎ 0428-28-0392 / ハローワーク青梅雇用保険課 ☎ 0428-24-8623

中退共制度におまかせ！会社の退職金制度

中小企業退職金共済は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーも加入できます。詳しくは、中退共ウェブサイトをご覧ください。



問 (独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 ☎ 03-6907-1234

Photo News

市内で見つけた風景や市の事業などを写真で紹介します。



給食大好き！学校給食ポスターコンクールで表彰(10月22日)

今年のコンクールにはなんと606点もの応募がありました。最優秀賞に選ばれた4作品は、給食配送車に表示され、学校給食の配送ルートを3年間走ります。



羽村でバナナがとれちゃった?! (10月26日)

自宅の庭のバナナに実がなった、と市民の方からの情報提供があり、さっそく拝見に伺いました。羽村も熱帯になったのでしょうか…?



市制施行30周年記念式典が行われました(10月31日)

羽村市の発展に貢献された方や団体などが招待され、みんなで30周年を祝いました。写真は絵画・映像コンクール受賞者の記念写真撮影の様子です。



ハロウィンを楽しむ子どもたちに遭遇!(10月31日)

個性的な衣装をして、元気に「トリック オア トリート!」。お菓子はたくさんもらえたかな。

人権に関する相談
みんなの人権110番
受付時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
相談先電話番号 ☎ 0570-0003

人権週間関連事業
著名人からの人権メッセージパネル展
日 11月29日(月)～12月10日(金)の午前8時30分～午後5時(最終日は午後4時まで。土・日曜日を除く)
会 場 市役所1階市民ホール
問 合 せ 総務課総務係 ☎ 333
夜間人権ホットライン
人権侵害や日常生活の法律問題について、弁護士が電話で相談を受け付けます。
日 12月6日(月)午後5時～8時(1人10分程度)
相 談 先 電 話 番 号 ☎ 03-6722-10127

「誰か」のひとじゃない。
12月4日～10日は「人権週間」
人権問題を「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、他人の人権にも十分配慮した行動をとるように心がけましょう。

第18回「子どもからの人権メッセージ発表会 in 檜原」
西多摩地域の小・中学生の、人権をテーマにした発表や作文を紹介します。
日 12月4日(土)午後1時～4時
会 場 檜原村役場住民ホール(発表者のみ)
※会場で発表する様子をZoom配信
主 催 多摩西人権啓発活動地域ネットワーク協議会
問 合 せ 檜原村民課村民保険係 ☎ 042-598-1011

人権の上相談
市では人権擁護委員による面談での相談を受け付けています(要予約)。
相 談 日 毎月第3木曜日(申込順)
時 間 午後1時30分～4時30分
会 場 市役所1階市民相談室
申 込 み ・ 問 合 せ 広報広聴課市民相談係 ☎ 541

1110 (IP電話など) ☎ 042-551-0360
※法務省人権擁護局人権啓発キャッチコピー

インスタを使って、羽村の新しい魅力を見つけよう!

羽村市公式PR Instagramでは、ちょっといい風景や動物のかわいい表情、グルメなど、さまざまな羽村市の魅力を発信しています。ぜひフォローしてください! 「#愛情はむら」のタグ付けをして、皆さんが気づいた羽村の魅力やお子さんのキュートな写真なども投稿してくださいね。みんなで羽村の魅力を発信しましょう!

問 合 せ 広報広聴課シティプロモーション係 ☎ 341

▲羽村市公式PR Instagram

※事業などに参加するときは検温、マスクの着用、手指の消毒など感染対策にご協力ください。